

2017. 11作成 (REV7)

2016.6.1 作成 (REV6)

2014.12.1 作成 (REV5)

2013.12.12 作成 (REV4)

2012.6.8 作成 (REV3)

2011.12.1 作成 (REV2)

2010.9.30 作成 (REV1)

「RITEA認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者」ロゴデータに関する運用マニュアル

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会

1. はじめに

本運用マニュアルは、使用済情報機器からの資源回収および実績把握に貢献している事業者であることを示す為、情報機器リユース・リサイクル協会(以下、協会)が、「情報機器リユース・リサイクル協会(以下、RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者資格」(以下、資格)を取得した情報機器リユース・リサイクル協会会員様(以下、会員様)に、下記の期間使用を許諾する「RITEA 認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者」ロゴデータの運用手順を定めたものです。

2. ロゴデータの入手方法

「RITEA 認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者」資格を取得した協会会員様ごとに、協会からロゴデータ(Acrobat形式)を電子データでお送りします。

認定ロゴデータは、資格取得事業者毎に付加される認定番号が異なりますので、本資格を取得された事業者は、自社用の認定番号が付いた認定ロゴデータのみ使用できます。


3. 使用条件

「RITEA 認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者」資格を取得した協会会員様は、その資格有効期間中(最長、2017年12月1日～2019年5月31日迄の1.5年間)に限り、上記2項のロゴデータを会員様が下記の用途で自社利用することを協会は許諾(無償)します。

会員様が自社で上記2項のロゴを使用する事例としては、会員様の名刺・カタログ・Web ページでの記載としますが、それ以外の目的での使用を希望する場合は、事前に協会にお問合せください。

但し、次のいずれかの該当する事項が発生した場合は、「RITEA 認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者」資格を喪失することから、その時点以降、上記2項のロゴデータの使用を禁止します。

- (1) 協会を退会したとき
- (2) 資格取得後に要改善事項が発覚したにも係らず一定期間中に改善を実施しないとき
- (3) 「古物営業法」「廃棄物処理法」「個人情報の保護に関する法律」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」等、関係法律に違反したとき
- (4) 協会の所定の審査に合格できず、資格更新できなかったとき

4. 補足 「情報機器リユース・リサイクル協会」、「中古情報機器協会」、「RITEA」、「」「DirectReuse」は、一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会、の登録商標です。

以上